

教育・文化関係

件 名	通学時の安全について
内 容	<p>最近、子供たちの通学中や活動中の事故のニュースが多く、不安に思っています。</p> <p>小学校 1、2 年生は、支給された黄色い帽子とランドセルカバーの着用が原則義務づけられていますが 3 年生以降は、市販の帽子の着用が義務のようです。</p> <p>しかし、これでは万が一、車や自転車と接触してしまった場合、子供たちの安全性は、かなり低いと思うのでヘルメットの着用を義務化してほしい。</p> <p>また、すべての通学路に安全柵（対人用ガードレール）の設置の検討もお願いしたい。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政に対して御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>はじめに、御意見をいただきましたヘルメットの着用を義務化することについてお答えします。</p> <p>市では、歩行している児童の視認性を高めることにより、接触事故等を未然に防ぐことを目的として、小学校に入学された新 1 年生にランドセルカバーと黄色い帽子を配布しています。</p> <p>また、より危険性が高い中学生の自転車通学者に対しては、ヘルメットを貸与し、通学時に着用するよう指導をしているところです。</p> <p>通学時の安全対策としてヘルメットの着用を義務化することについては、現在のところ考えておりませんが、安全性の確保という観点では、ヘルメットを着用した方が、より安全性は高まるものと認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>次に、全ての通学路へのガードレールの設置についてですが、市の通学路の交通安全対策につきましては、白井市小中学校 P T A 連絡協議会から頂いた通学路の安全対策の要望箇所について、警察、県印旛土木事務所（県道管理者）、市教育委員会、市道路課で毎年現地の合同点検を行っているほか、必要に応じて、交差点部の歩道を中心に車止めポールやガードパイプを設置するなどの安全対策を行っているところです。</p> <p>しかしながら、すべての市道の通学路に安全柵（ガードレール）を設置することは、道路や歩道の構造、幅員等により難しい状況です。</p> <p>今後も、市民や白井市小中学校 P T A 連絡協議会からの要望を聞きながら、警察等関係機関と協議を行い、通学路の安全対策に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>（関係課：学校政策課、道路課）</p>